

議案第60号

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月5日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市附属機関設置条例の一部改正)

第1条 大田原市附属機関設置条例(平成25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部大田原市事業仕分け実施委員会の項を次のように改める。

| | |
|----------------|-------------------|
| 大田原市財政健全化検証委員会 | 財政健全化に関する審議に関する事務 |
|----------------|-------------------|

(大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表事業仕分け実施委員会委員の項を次のように改める。

| | |
|--------------|------------|
| 財政健全化検証委員会委員 | 日額 15,000円 |
|--------------|------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。